# ○議会活性化特別委員会

1. 委員構成(11名)

委員長 幡谷好文 副委員長 村田春樹 委 員 荒川一秀、長島幸男、石井 旭、植木弘子、木村喜一、 島田清一郎、長津智之、香取憲一、戸田見良

## 2. 設置の目的

小美玉市議会基本条例に基づき、市民に開かれた議会を目指し、さまざまな課題の解決と、議会のさらなる活性化を図るため、調査研究することを目的とする。

## 3. 調査概要

- 1)議会報告会について
- 2)タブレット端末の導入(ペーパーレス議会システム)について
- 3)会派制の導入について

# 1)議会報告会について

市民に対して、議会審議の結果や議会活動を報告し、市民と意見交換をする場として、毎年、「議会報告会」を開催してきたが、令和2年度、3年度の議会報告会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

そのため、議会報告会時配布資料を作成し、市内の主な公共施設に配備したり、市議会ウェブサイト上に掲載し、主な議会活動について市民への周知を図った。

# 2)タブレット端末の導入(ペーパーレス会議システム)について

これまで、タブレット端末を導入している近隣先進地への視察研修を行い、調査・研究してきた。これにより、市執行部主導のもと、ペーパーレス議会システムを導入し、令和3年第2回定例会から実際に本会議、委員会等において、議案及び関係資料等をアップロードした電子データを閲覧しながら、会議を行った。

また、議会事務局と議員との情報共有のスピードアップ化が図られ、事務の効率化が図られた。

【目 的】議会の会議におけるペーパレス化の実現と、議会事務局・議員間の 効率的な情報共有手段の確保を図る。

【運用方法】・ 本会議、委員会等における電子データでの会議資料の閲覧。

事務局から議員への連絡手段。

【導入時期】・ 令和3年第2回定例会から紙媒体と併用して試行運用する。

・ 令和4年第2回定例会からはペーパーレス化を本格運用する。

### 【運用ルール】

- 小美玉市議会タブレット端末運用規程(R3.4.1施行)
- ソーシャルメディア利用管理規程

# 3)会派制について

議会基本条例第5条に規定されている「会派」について、個々の議員の資質向上に役立てることができる等のメリットがあることから、導入に向け調査・研究してきた。

さらに会派制の検討と併せ、地方自治法第100条により、議会の議員の調査研究に 資するために必要な経費の一部として、交付が認められている「政務活動費」について も、具体的に関係条例、規則の策定を行った。

### 【運用ルールの概要】

- ○小美玉市議会政務活動費の交付に関する条例
- ○小美玉市議会政務活動費の交付に関する規則

「交付対象」 会派又は議員

「交付額等」 月額15.000円/人

「公開の有無」収支報告書をホームページで公開

【会派紹介】(◎代表者、〇経理責任者)

**令和会**(7名)◎石井 旭、長島幸男、木村喜一、島田清一郎、長津智之、〇香取憲一 戸田見良

同志会(4名) ◎岩本好夫、野村武勝、小川賢治、〇谷仲和雄

小美玉市公明党(1名)◎○植木弘子

おみたま共産党 (1名) ◎○福島ヤヨヒ(R3.8.20~)

会派に属さない議員(7名) 荒川一秀、市村文男、笹目雄一、田村昌男、大槻良明、 幡谷好文、村田春樹